

安全データシート

明治側条パダンオリゼメート顆粒水和剤

作成日:2014年4月11日

改訂日:2016年6月1日

1. 化学物質等及び会社情報

**製品名:** 明治側条パダンオリゼメート顆粒水和剤  
**会社名:** Meiji Seika ファルマ株式会社  
**住所:** 〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号  
**電話番号:** 03-3273-0177  
**FAX番号:** 03-3271-1460  
**緊急時の電話番号:** 中毒110番  
 <一般市民専用無料電話>  
 大阪中毒110番(365日24時間対応)  
 072-727-2499 (情報提供料:無料)  
 つくば中毒110番(365日9時~21時対応)  
 029-852-9999 (情報提供料:無料)  
 <医療機関専用有料電話>  
 大阪中毒110番(365日24時間対応)  
 072-726-9923 (1件につき2,000円)  
 つくば中毒110番(365日9時~21時対応)  
 029-851-9999 (1件につき2,000円)  
**推奨用途及び使用上の制限:** 農業用殺虫殺菌剤 農薬登録範囲外の使用は不可

2. 危険有害性の要約

GHS分類

<b>物理化学的危険性:</b>	可燃性固体	区分外
<b>健康に対する有害性</b>	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分外
	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	発がん性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(呼吸器系、腎臓)
	<b>環境に対する有害性</b>	水生環境急性有害性
水生環境慢性有害性		区分1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



**注意喚起語:** 危険  
**危険有害性情報:** 飲み込むと有害

**注意書き:**

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷。

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。

発がんのおそれ。

中枢神経系の障害。

呼吸器系の障害のおそれ。

長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器系、腎臓の障害のおそれ。

水生生物に非常に強い毒性。

長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性。

**【安全対策】**

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

汚染された作業着は作業場から出さないこと。

環境への放出をさけること。

取扱い後は顔と手をよく洗うこと。

保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

**【応急処置】**

漏出物を回収すること。

口をすすぐこと。

皮膚(または髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること

吸入した場合:被災者を空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当をうけること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

気分が悪いときは医師の診断/手当を受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

**【保管】**

施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物や容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産廃棄物処理業者に委託すること。

3. 組成、成分情報

単一性品・混合物の区別: 混合物  
 一般名: カルタップ・プロベナゾール粒剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法	安衛法	
1,3-ビス(カルバモイルチオ)-2-(N,N-ジメチルアミノ)プロパン塩酸塩 (別名 カルタップ塩酸塩)	30.0%	(2)-1812	2-(5)-96	15263-52-2
3-アシルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキソド (別名 プロベナゾール)	48.0%	(5)-3433	非該当	27605-76-1
界面活性剤、鉱物質微粉等	22.0%			

危険有害成分	PRTR 法	安衛法	毒劇法	CAS 番号	含有量
カルタップ塩酸塩	1種152	非該当	劇物(>2%)	15263-52-2	30.0%
シリカ(結晶性)	非該当	312(≥0.1%)	非該当	14808-60-7	5.5%以下

4. 応急措置

**吸入した場合:** 被曝者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、体を毛布などで覆い、保温して安静を保つ。速やかに医師の診断を受ける。呼吸が弱かったり、止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で酸素吸入または人工呼吸を行う。呼吸をしながら追うとがある場合は頭を横に向ける。意識がない場合は口から何も与えてはならないし、吐かせようとしてはならない。

**皮膚に付着した場合:** 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。製品に触れた部分を水又は微温湯で流しながら洗浄する。外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は、直ちに医師の診断/手当てを受ける。

**目に入った場合:** 清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の診断を受ける。洗顔の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行き渡るように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。

**飲み込んだ場合:** 水で口の中をよく洗浄する。コップ1~2杯の水または牛乳を与え、胃内で薄めても良い。体を毛布などで覆い、保温して安静を保つ。直ちに医師の診断を受ける。必要に応じて人工呼吸や酸素吸入を行う。呼吸して嘔吐がある場合は、頭を横に向ける。意識がない場合は口から何も与えてはならないし、吐かせようとしてはならない。

**応急措置をする者の保護:** 本製品が発がん性物質を含むことに注意する。口対口法を用いてはならない;逆流防止バルブのついたポケットマスクや他の適切な医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。救助者は、救助の最中、自身の危険にも注意する。指定された個人用保護具を使用すること。

**医師に対する特別な注意事項:** 動物実験でL-システイン製剤の投与が有効であると報告されている。

5. 火災時の措置

**消火剤:** 粉末、二酸化炭素、乾燥砂など(初期火災)  
 泡消火剤、水噴霧(大規模火災)

**使ってはならない消火剤:** 棒状水

**特有の危険有害性:** 加熱や火災に巻き込まれると分解して、有害なガスやヒュームを発生する

<p><b>特有の消火方法:</b></p>	<p>おそれがある。接触により、皮膚や眼に炎症を起こすおそれがある。咳、呼吸困難、及び吐き気を引き起こすことがある。接触や吸入の効果は遅れて現れるおそれがある。加熱により容器が爆発ス津おそれがある。混触危険物質と接触すると火災や爆発の危険性がある。漏出物や消火水は水系汚染のおそれがある。</p>
<p><b>消火を行う者の保護:</b></p>	<p>火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業は可能な限り風上から行う。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。燃焼または高温により有害ガス(一酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等)が発生するおそれがあるので、呼吸用保護具を着用する。容器周辺が火災の時は、容器を安全な場所に移動する。移動ができないときは、容器に注水して冷却する。消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置をする。</p> <p>消火作業は風上から行い、有害なガスの吸入をさける。必ず適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。</p>
<p><b>6. 漏出時の措置</b></p>	
<p><b>人体に対する注意事項、保護具及び</b></p>	<p>作業の際は適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉じん、ミスト、ガスを吸入しないようにする。風下の人を退避させ、風上から作業する。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。こぼれた場合は滑りやすいので注意する</p>
<p><b>緊急処置:</b></p>	<p>防災活動に無関係な全ての人々を風上側に遠ざける。専門家に相談する。周辺の居住者に警告する。水路では航行を遮断する。大きな安全地帯を設定する。</p>
<p><b>環境に対する注意事項:</b></p>	<p>漏出物を河川や下水に流してはいけない。</p>
<p><b>封じ込め及び浄化の方法・機材:</b></p>	<p>全ての着火源(熱/火花/裸火/高温表面/静電気放電、等)を取り除く          清浄な火花防止型の道具を使用する。危険でなければ漏れを留める。大量の場合、広がらないように垣根を作り、後で排気する。飛散したものを掃き集めて、密閉できる空容器に回収する。適切ならば、粉じんを防ぐためにまず湿らせる。真空で吸い取るなど粉じんが飛散しない方法で回収する。汚染した箇所を洗剤と水でよく洗浄する。洗浄水は全て密閉できる容器(廃棄物入れ)に回収する。(処分は「廃棄上の注意」の項に従って行う。)</p>
<p><b>二次災害の防止策:</b></p>	<p>加熱や高温表面との接触をさける。適切な消火剤を準備する(「5. 火災時の措置」を参照)。大量の場合、適切な避難距離をとる。粉じん雲の発生や粉じんの堆積を防ぐ。</p>
<p><b>7. 取扱い及び保管上の注意</b></p>	
<p><b>取扱い</b></p>	
<p><b>技術的対策:</b></p>	<p>換気の良い場所で取扱う。屋外で取扱う場合は、できるだけ風上から作業する。取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼および身体洗浄を行うための設備を設置する。着衣、皮膚、粘膜に触れたり、眼に入らないように適切な保護具を着用して取扱う。休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔などをよく洗い、うがいをする。また、休憩場所には汚染された保護具を持ち込んではいない。</p>
<p><b>注意事項</b></p>	<p>周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。加熱したり、摩擦、衝撃を与えない。工具は火花防止型のものを用いる。</p> <p>容器を転倒、落下させ、衝撃を加える等の粗暴な取扱いをしない          全体換気の設備がある場所で取扱う。</p>
<p><b>安全取扱い注意事項:</b></p>	<p>特になし。</p>

<b>保管</b>			
技術的対策:	通風をよくし、蒸気が滞留しないようにする。可燃物を近くに置かない。火気、熱源より遠ざける。		
保管条件:	直射日光をさけ、冷暗所に保管する。容器を密閉し、異物の混入をさけて通気の良い場所に保管する。		
混触禁止物質:	現在のところ知られていない。		
容器包装材料:	情報なし。		
<b>8. ばく露防止及び保護措置</b>			
管理濃度:	設定されていない		
許容濃度:			
日本産業衛生学会(2008年版):	未設定		
ACGIH(2008年版):	[塩化アンモニウム]10mg/m <sup>3</sup> (TWA) 20mg/m <sup>3</sup> (STEL)		
設備対策:	取扱いについては、できるだけ密閉された装置、機器又は局所換気装置を使用する 取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する		
<b>保護具</b>			
呼吸器の保護具:	防じんマスク		
手の保護具:	不浸透性手袋		
眼の保護具:	保護眼鏡、防災面		
皮膚及び身体の保護具:	保護服、帽子、ゴム等の前掛け、長靴等		
<b>9. 物理的及び化学的性質</b>			
物理的状态、形状、色など:	類白色細粒		
比重(見かけ):	0.60g/cm <sup>3</sup>		
<b>10. 安定性及び反応性</b>			
安定性:	通常の貯蔵・取扱い条件(常温)では安定		
危険有害反応可能性:	情報なし		
避けるべき条件:	熱が発生する高温条件		
危険有害な分解生成物:	燃焼により、一酸化炭素、窒素酸化物、硫酸化物等が発生するおそれがある		
<b>11. 有害性情報</b>			
急性毒性:	経口	ラット	♂: 468mg/kg ♀: 400mg/kg
皮膚刺激性	強い刺激性あり		
眼に対する重篤な損傷/刺激性	強い刺激性あり		
呼吸器感作性又は皮膚感作性			
呼吸器感作性:	知見なし		
皮膚感作性:	モルモット	感作性あり	
発がん性	発がんのおそれ(シリカ:NITEの分類による)		

<b>12. 環境影響情報</b>	
<b>生態毒性:</b>	
魚	コイ LC50 3.2 mg/L (96hr)
甲殻類	オオミジンコ EC50 0.20 mg/L (48hr)
藻類	藻類生長 ErC50 36 mg/L (72hr)
	阻害試験
	ドジョウには比較的強い影響を及ぼすので注意する
	蚕に対して長期間毒性がある
<b>13. 廃棄上の注意</b>	
<b>残余廃棄物:</b>	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。洗浄水等は、凝集沈殿、活性汚泥などの処理により清浄にしてから排出する
<b>汚染容器及び包装:</b>	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する
<b>14. 輸送上の注意</b>	
<b>国際規制</b>	
国連分類	クラス9 (有害性物質)
国連番号	UN3077
品名	環境有害物質 (固体)
容器等級	Ⅲ
海洋汚染物質	該当
<b>国内規制</b>	
<b>輸送の特定の安全対策及び条件</b>	輸送に関する国内法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。車輦、船舶には保護具 (手袋、眼鏡、マスク等) を備える他、緊急時の処理に必要な消化器、工具などを備えておく。
<b>15. 適用法令</b>	
<b>農薬取締法:</b>	登録番号第21271号
<b>毒物および劇物取締法</b>	医薬用外劇物
<b>労働安全衛生法:</b>	名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条の1、施行令第18条) メタノール 政令番号:36 シリカ 政令番号:312
<b>海洋汚染防止法</b>	名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (塩化アンモニウム、シリカ)
<b>船舶安全法</b>	施工規則第30条の2の3、国土交通省告示 個品輸送 海洋汚染物質
<b>航空法</b>	危規則第2, 3条危険物告示別表第1 有害性物質 施行規則第194条危険物告示別表第1 その他の有害物質
<b>16. その他情報</b>	
<b>引用文献:</b>	自社データ
	記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには注意して下さい。なお、注意事項等については通常の取り扱いを対象にしたものですので、特別な取り扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。